

みまもり台帳のご案内

家族やご近所さんとみまもり台帳を作成しましょう

本市では、災害時に自力での避難が困難な人・支援を必要とする人を対象にみまもり台帳（避難行動要支援者名簿登録申請書および個別避難計画）の登録を案内し、集めた情報を支援関係者へ適切に提供しています。

1 対象となる人 ※施設入所者は登録不要です。

- ① 65歳以上の一人暮らしの人
- ② 75歳以上の人のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳1級および2級の人（腎機能障害者は3級および4級を含む）
- ④ 療育手帳A判定の人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ⑥ 介護認定において要介護3以上で、居宅で生活している人
- ⑦ 上記①～⑥以外の人で、避難支援が必要で登録を希望する人

2 みまもり台帳活用の仕組み

みまもり台帳を支援関係者へ適切に提供することによって、日頃からの見守りや安否確認、避難支援に役立て、災害時に情報が活用されるような体制づくりを目指しています。



電子申請はこちら→
※電子申請した人は、紙の提出は不要です。



長久手市防災マップはこちら→
避難場所等が確認できます。



【問合せ】長久手市役所 福祉部福祉政策課（福祉相談係）

電話 0561-56-0639 メールアドレス fukushiseisaku@nagakute.aichi.jp

個人情報の提供に関する重要事項

災害時の安否確認、避難誘導および災害時に備えた平常時の見守り活動等のため、情報提供に同意された人に限り、市以外の避難支援等関係者（下表参照）に、みまもり台帳に記載された個人情報を提供します。

避難支援等関係者	提供する個人情報	備考
① 民生委員・児童委員協議会	みまもり台帳すべて 同意書の記載がない方は、②「日常のみまもりアンケート」のみ提供します。	—
② 地域包括支援センター	みまもり台帳すべて （高齢者のみ）	
③ 障がい者基幹相談支援センター	みまもり台帳すべて （障がい者のみ）	
④ 警察署・尾三消防組合	みまもり台帳申請書のうち、氏名、生年月日、住所等、 <u>グレーに色が着いている部分のみ</u> 避難行動要支援者名簿として提供	左記機関からの求めがあれば提供
⑤ 長久手市社会福祉協議会		
※⑥ 自主防災組織 （地域住民による任意の防災組織）		
※⑦ まちづくり協議会・自治会連合会・区・区会・自治会		

※⑥、⑦の地域団体のみ、希望に応じ提供しないことも可能です。

Q&A

Q 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の違いは？

A 名簿には氏名、住所等の基本情報と避難支援を必要とする理由を記載します。計画は、それに加えて、介護度や障がいの状況、避難先、避難支援者、避難経路に関すること等を記載します。

Q 個人情報は守られますか？

A 名簿を取り扱う避難支援等を行う関係者には、守秘義務が課されています（災害対策基本法49条の13条）。

避難支援における注意事項

避難支援等関係者や身近な支援者自身の安全確保が最優先されます。そのため、みまもり台帳の登録により、災害時の避難支援等が必ず保証されるものではありません。また、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

支援を必要とする人も「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、自分や家族でできることは準備しておくとともに、日頃から地域の人と顔の見える関係づくりを心がけましょう。